大規模倉庫（床面積３，０００㎡を超えるもの）の所有者・管理者のみなさまへのお知らせ

（北海道）

○　建築基準法では、床面積が３，０００㎡を超える大規模倉庫 の所有者や管理者に対して、常時適法な状態に維持保全すべき義務を定めています。

* 大規模倉庫を、計画的に効率よく適切に管理するためには、建築物の基本情報や点検結果などを記録する「維持保全計画書」の作成が必要です。
* 防火シャッターが設置されている場合は、正常に作動し、煙感知器などと連動して床面まで降下して閉鎖することを点検されていますか。

また、防火シャッターの閉鎖に支障が生じないよう、シャッターと交差するベルトコンベアなどに設けられた装置が、正常に作動するかの点検はできていますか。

* + **維持保全計画の作成にあたっては、公益社団法人ロングライフビル推進協会において**

**「大規模倉庫に関する維持保全計画　参考様式」が作成されていますので、参考にしてください。**

* + **維持管理計画を作成又は変更した場合は、その内容が、一般社団法人日本産業機械工業会に**

**おいて作成されている「大規模倉庫における防火シャッター降下部のコンベアに関するガイドライン」**

**を適切に踏まえた内容になっていることを確認してください。**

○　 ご不明な点や詳しい内容のお尋ねは、北海道建設部住宅局建築指導課又は（総合）振興局建設指導課にお問い合わせください。